

## 碧南市ホームページ広告代理店募集手引き

(目的)

第1条 碧南市ホームページ広告募集手引き(以下「募集手引き」という。)は、碧南市広告掲載実施規程(以下「規程」という。)に基づき、碧南市(以下「市」という。)が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

(広告の掲載規格)

第3条 掲載する広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦50ピクセル 横170ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- (3) データ容量 5キロバイト以下
- (4) デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないもの

2 次の表記は使用しない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (3) ラジオボタン(選択できるような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス(入力できるような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるような誤解を与えるもの)

(広告の掲載期間等)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、連続する掲載期間は最長1年(4月～翌年3月)とする。

2 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の正午とし、掲載終了日及び時間は次月の初日の正午とする。

3 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の碧南市

役所開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

- 4 広告掲載期間において、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）に相当する期間に応じ、広告料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告料の額（納入された広告料を当初の広告掲載日数で除して得た額とする。）に掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（広告の募集方法）

第5条 市長は、広告の募集を市ホームページ等により行うものとする。

（代理店）

第6条 市は、広告主を募集する事業者（以下「代理店」という。）に 広告掲載 枠を売り渡すものとする。

- 2 代理店が、指定された期限までに落札した掲載料を入金しなかった場合、市長は代理店の決定を取り消すことができる。
- 3 代理店の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、代理店に対し損害賠償を請求することができる。

（広告掲載の申込み）

第7条 代理店は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）から広告掲載を依頼されたときは、碧南市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して、広告の掲載を希望する月の前月10日（10日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の碧南市役所開庁日とする。）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿（案）
- (2) 会社案内等（事業内容や活動内容など会社の概要がわかるもの）
- (3) 指定するリンク先ホームページの内容がわかるもの
- (4) 住所を有する市町村の市町村税（法人または個人）の滞納がないことを示す証明書（発行日から3か月以内のもの）

（広告掲載の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、規程第7条第1項に

定める碧南市広告審査会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定し、碧南市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、代理店に通知するものとする。

（広告内容及び原稿の作成）

第9条 広告の内容及びデザインは、規程に従うものとする。

2 広告は、できる限り市内の事業者等に係る内容の掲載に努めるものとし、また、市の政策の妨げ（人口流出等）になるものは掲載しない。

3 広告原稿は、申込者の負担で作成するものとする。

（広告申込内容等の変更）

第10条 掲載可の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の内容及びデザインに変更があったときは、代理店に申し出なければならない。

2 代理店は、前項の規定による申出があったときは、碧南市ホームページ広告申込内容変更届（様式第3号）により、原則として変更を希望する日の10日前までに市に届け出なければならない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、広告の掲載を取下げるときは、碧南市ホームページ広告掲載取下げ届（様式第4号）により、原則として変更を希望する日の10日前までに市に届け出なければならない。

（広告主の申出義務）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、代理店に申し出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき
- (2) 広告の掲載希望期間を変更するとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき

2 代理店は、前項の規定による申出があったときは、碧南市ホームページ広告申込内容変更届（様式第3号）により原則として変更を希望する日の10日前までに市に届け出なければならない。

（広告掲載の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り

消す、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 規程第3条の各号のいずれかに該当するとき
- (2) 代理店から掲載の取下げの届出があったとき
- (3) 広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が変更され、掲載基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、碧南市ホームページ広告掲載取消等通知書(様式第5号)により代理店に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(その他)

第15条 この募集基準に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この募集要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この募集要項は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この募集手引きは、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この募集手引きは、令和3年11月17日から施行する。